

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この補給金は、かつお一本釣漁業者及びまぐろはえ縄漁業者が経営の開始、継続及び操業の効率化を図るため、かつお一本釣漁船の新船建造、中古船の取得、機関換装又はかつお一本釣漁船若しくはまぐろはえ縄漁船の定期検査に要する資金（以下「貸付金」という。）を融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) かつお一本釣漁業を開始する者又はかつお一本釣漁業若しくはまぐろはえ縄漁業を営んでいる者であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この補給金は、かつお一本釣漁業者が経営の開始、継続及び操業の効率化を図るため、かつお一本釣漁船の新船建造、中古船の取得、機関換装又は定期検査に要する資金（以下「貸付金」という。）を融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) かつお一本釣漁業を開始する者又は営んでいる者であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条 (略)</p>

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

(貸付金の種類等)		(貸付金の種類等)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 経営維持資金		(2) 経営維持資金	
貸付金の種類	定期検査資金	貸付金の種類	定期検査資金
利子補給対象	<u>10</u> トン以上のかつお一本釣漁船及びまぐろはえ縄漁船が定期検査時に要する経費一式	利子補給対象	<u>20</u> トン以上のかつお一本釣漁船が定期検査時に要する経費一式
基準金利	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第7条第3項で規定する貸付利率	基準金利	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第7条第3項で規定する貸付利率
利子補給率	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第11条で規定する市町村の利子補給率	利子補給率	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第11条で規定する市町村の利子補給率
貸付利率	基準金利－利子補給率	貸付利率	基準金利－利子補給率
利子補給期間	5年以内（据置 <u>2</u> 年以内）	利子補給期間	5年以内（据置 <u>1</u> 年以内）
利子補給対象限度額	5,000万円 （複船経営体は1隻当たり5,000万円、1経営体当たり1億5,000万円）	利子補給対象限度額	5,000万円 （複船経営体は1隻当たり5,000万円、1経営体当たり1億5,000万円）
第6条～第19条 (略)		第6条～第19条 (略)	
(附則) 略		(附則) 略	
<u>(附則)</u>			
<u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>			